

令和10年度以降の複数事業者 によるジョイントグループ登録

2026年8月31日（月）

R9年度からのジョイントグループ登録の運用ルール（１）

第4回検討会までの検討結果に基づき、容リ協会との調整を経て、詳細な運用ルールを以下のとおり策定した。

（本運用ルールは、『再生処理事業者によるジョイントグループを形成した再商品化の登録申請手続き（資料2-2）』として、令和8年7月1日に容リ協会サイトにて公開され、登録申請説明会にて説明されている。）

■ R9年度からの運用ルール

- ジョイントグループを形成する事業者の単位は、1事業者1施設を原則とする（令和10年度申請以降は、1事業者複数施設で形成するジョイントグループの運用を検討）。
- 原則として、代表事業者1社につき、構成事業者1社までのジョイントとする。複数の構成事業者とのジョイントを希望する場合は、別途協会まで要相談。

【代表事業者】

- 代表事業者は、原則として、ジョイントグループの中で、再商品化製品の大半を製造・販売する事業者を指す。異なる手法にてジョイントグループを形成するケースで、原則と異なる場合は、別途協会まで要相談。
- 代表事業者は、他のジョイントグループの構成事業者にはなれない。
- ジョイントグループの代表事業者として登録申請する場合、単独事業者としての登録（通常の登録）は行えない。
- ジョイントグループとして登録が認められた場合、入札は代表事業者が構成事業者から委任を受ける形で実施する。また、落札し、再商品化を実施した場合、再商品化実施料金の請求及び受領は代表事業者が構成事業者分を含めて、一括して行う。

【構成事業者】

- 構成事業者は、他のジョイントグループでの代表事業者又は単独事業者としての登録は行えない。
- 構成事業者1社につき参加可能なジョイントグループに制限を設けないが、複数のジョイントグループに参加することで構成事業者の処理能力を超える申請となる場合は、構成事業者として認められない場合がある。
- 年間を通じて継続的にかつ確実にジョイントグループでの再商品化を実施する場合のみ、ジョイントグループでの登録を認める。

R9年度からのジョイントグループ登録の運用ルール（2）

【ジョイントグループのタイプ】

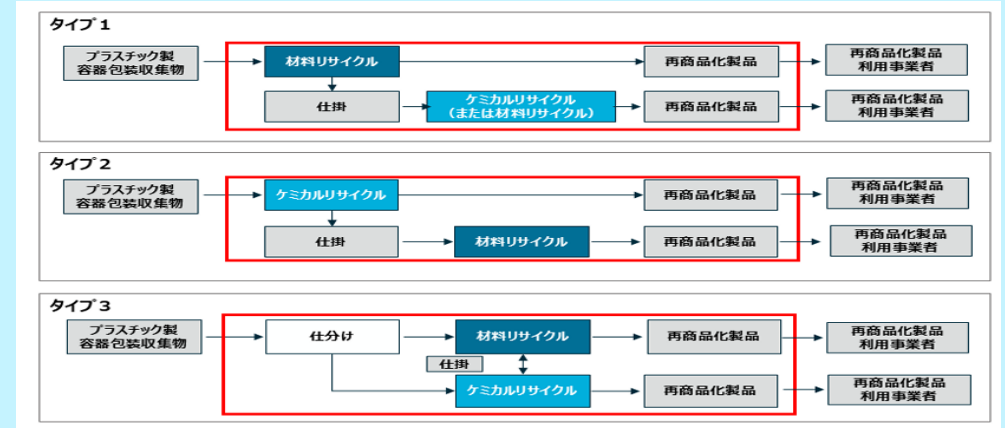
- ガイドラインに記載の3つのタイプを原則とする。
- **タイプ1及びタイプ2は、代表事業者の落札可能量が、ジョイントグループ全体の落札可能量となり、タイプ3は材料リサイクルとケミカルリサイクルの落札可能量の合計が、ジョイントグループ全体の落札可能量となる。**

【ジョイントグループでの再商品化における入札枠の扱い】

- 材料リサイクル事業者とケミカルリサイクル事業者でジョイントグループを形成し、かつ、**代表事業者（＝再商品化製品の大半を製造・販売）が材料優先枠事業者の場合は、優先枠での入札が認められ、構成事業者は一般枠での入札が認められる。**
- **今後創設される新枠についても、ジョイントグループとしての入札を可能とする。**

【ジョイントグループにおける収率の考え方】

- ジョイントグループにおける収率の考え方は、**施設審査収率及び支払金額換算収率のいずれも「等価的統合収率」により算出する。**
- 代表事業者単独の収率がガイドライン基準を下回っていた場合においても、**ジョイントグループ全体で、等価的統合収率により45%（材料リサイクル基準をベースとした場合）を達成していれば良い。**ジョイントグループとして、等価的統合収率で算出された収率が45%を達成出来なかった場合は、措置の対象となる可能性がある。



複数事業者によるジョイントグループ登録の基本的な考え方（案）

■ R10年度からの対応

1. 1社の代表事業者と複数社の構成事業者の組合せを認める。
2. グループ内の材料リサイクル事業者及びケミカルリサイクル事業者は、代表事業者又は構成事業者のいずれかを選択する。
3. 1事業者内の複数の再商品化施設でのジョイントも可。
4. 1つのジョイントグループにおける材料リサイクル事業者の数及びケミカルリサイクル事業者の数は、容リ協に市区町村から引き渡される申込量全体に対するジョイントグループ内の各事業者の合計処理量の占有率などで制約を付与する。
5. 材料優先枠事業者による再商品化製品の割合がケミカルリサイクル事業者によるそれを上回る場合は、材料優先枠で入札を行うことができる。
6. 複数者の組合せによるジョイントグループの収率の算定方法は等価的統合収率を用い、また、登録要件としての収率基準は $Z_{eq} \geq 45\%$ （材料リサイクルの基準をベースにした場合）とする。
7. 複数者の組合せによるジョイントグループの再商品化費用支払金額算出のための収率上限についても、等価的統合収率を導入する。再商品化費用支払金額算出のための収率上限は、 $Y_{eq} = 50\%$ （材料リサイクルの基準をベースにした場合）とする。

なお、以下の点については、容リ協と調整の上、決定する。

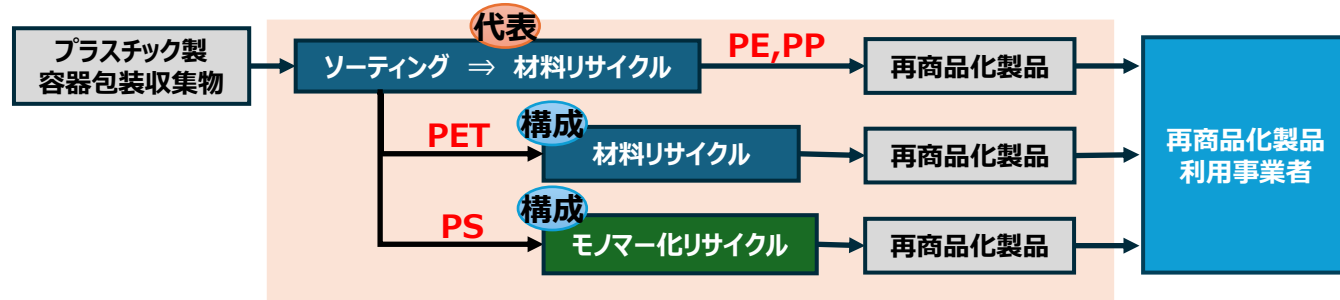
- （1）構成事業者数（ジョイントグループの独占的立場の利用や他社情報の不正利用等を防ぐための制約）
- （2）代表事業者によるジョイントグループの複数の組合せ（代表とB社、代表とC社、代表とD社等）の登録に関する制約
- （3）ジョイントグループの収率の算定方法、収率基準、再商品化費用支払金額算出のための収率基準など

※検討に当たり考慮すべき要素

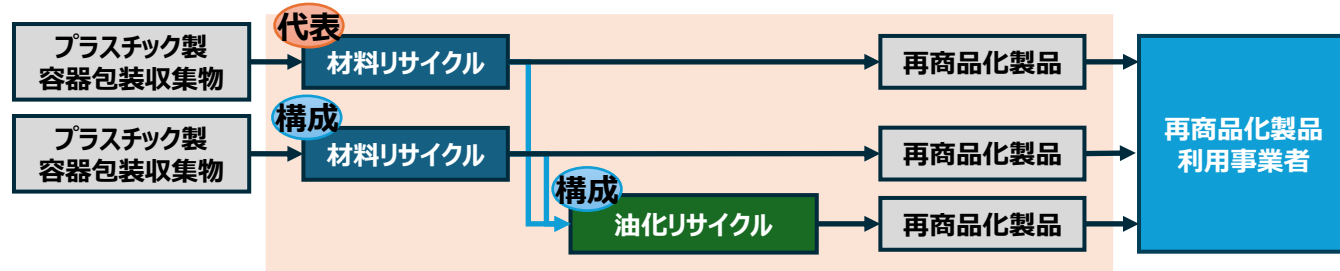
- ・現在運用中のジョイント登録におけるルール
- ・事業者によるニーズ
- ・今回の中長期の見直しに必要な容リ協システムの改修に必要な作業の平準化

複数事業者によるジョイントグループ登録の例

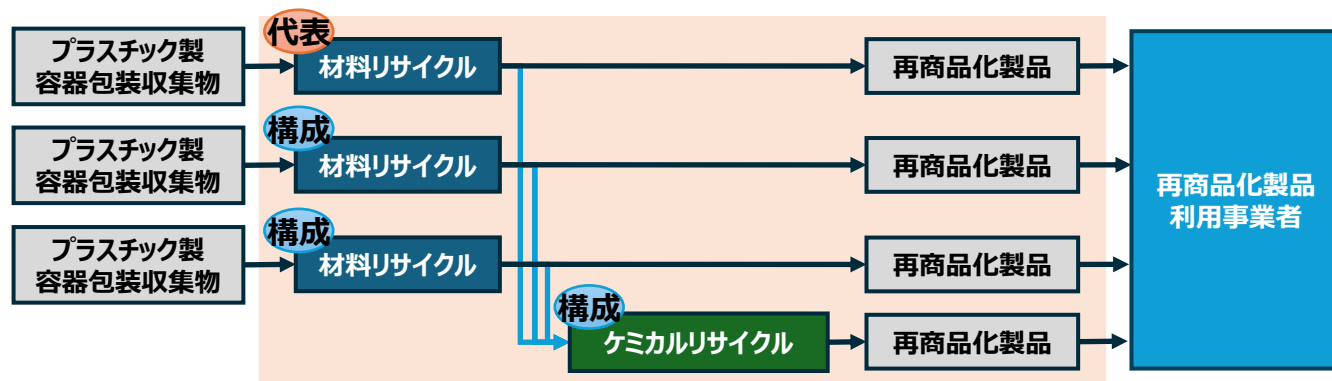
<PET・PSの高品質な再商品化>



<油化リサイクルの活用による高品質化>



<材料リサイクルの高品質化＋ケミカルリサイクルによる高収率化>



(参考) R8年度 案件創出に向けたモデル事業

- マテリアル／ケミカルリサイクル事業者によるジョイントグループ登録の案件創出を図るため、ジョイントによる再商品化における品質、収率、コスト等を検証するためのモデル事業を実施。

- R8年度の実施スケジュールは、下記のとおり。

事業者募集	7.17 ～ 9.1
採択事業者選定	9 中下旬
事業実施	10月上旬 ～ 2月末
報告書提出期限	3月上旬

複数ジョイントにおける収率及び収率基準の考え方（施設審査収率基準）

収率及び収率基準の考え方（材料リサイクルの基準で重量ベースの場合、ガス化の場合は別途設定）

ジョイントグループ全体の収率

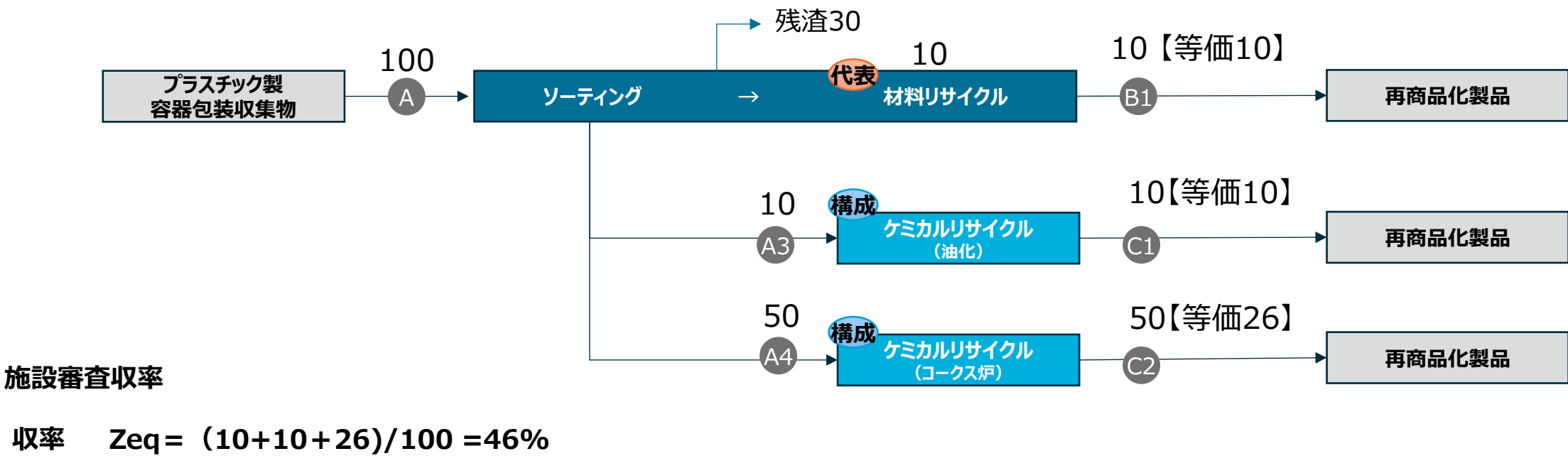
収率基準(施設審査収率)

等価的統合収率

$$Zeq = (\Sigma B + \Sigma (C \times (MR \text{の基準} / CR \text{の基準}))) / A$$
$$Zeq \geq 45\%$$

【各技術の施設審査収率基準※】

材料リサイクル ≥ 45%
油化 ≥ 45%
高炉還元剤 ≥ 75%
コークス炉 ≥ 85%
ガス化 ≥ 65%



※施設審査収率基準：施設が満たすべき最低収率（施設審査収率）のこと。日本容器包装リサイクル協会入札説明資料 資料2（入札の注意事項（プラスチック製容器包装及び分別収集物））

複数ジョイントにおける収率及び収率基準の考え方（払金額算出のための収率基準）

収率及び収率基準の考え方（材料リサイクルの基準で重量ベースの場合、ガス化の場合は別途設定）

【再商品化費用支払金額算出のための収率基準※】

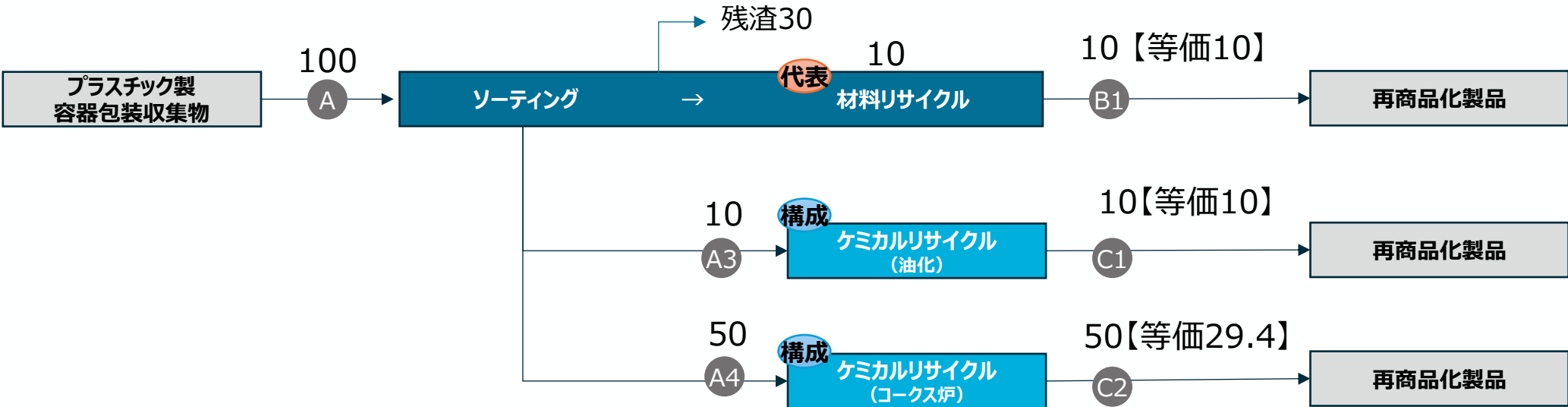
ジョイントグループ全体の収率

等価的統合支払金額換算収率
$$Yeq = (\sum B + \sum (C \times (MR \text{の基準} / CR \text{の基準}))) / A$$

再商品化費用支払金額算出のための収率基準

$Yeq = 50\%$ （材料リサイクルを基準）

材料リサイクル = 50%
油化 = 50%
高炉還元剤 = 75%
コークス炉 = 85%
ガス化 = 65%



■支払金額換算収率
$$Yeq = (10 + 10 + 50 \times (50 / 85)) / 100 = 49.4\%$$

■例示の場合の支払の対象となる処理対象量は下記で算定される
 $100 \times Yeq / (MR \text{の基準}) = 100 \times 49.4\% / 50\% = 98.8 \Rightarrow \text{この事例では処理量に対して98.8\%が支払われることになる}$

※支払金額換算収率基準：満額が支払われるための最低収率のこと。日本容器包装リサイクル協会入札説明資料 資料2（入札の注意事項（プラスチック製容器包装及び分別収集物））